

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号

平成26年(ワ)第101号 平成27年(ワ)第34号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外585名

被告 東京電力株式会社

2016(平成28)年2月4日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

準備書面(174)

広野町の現状について

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



同 広田次男



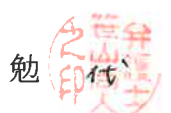
同 鈴木堯博



同 清水洋



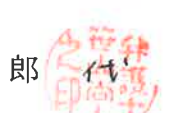
同 米倉勉



同 笹山尚人



同 榎本吾郎



外

本準備書面では、平成２３年９月３０日付で避難指示が解除されてから現在までの広野町の状況、及び原発事故により故郷としての広野町が破壊されたこと、及び避難指示解除の時期が不適切であったことを主張する。

なお、本準備書面の全般を立証する証拠として、広野町職員への聴き取り報告書（甲Ａ２１７）、写真撮影報告書（甲Ａ２２３）がある。

第１ 区域再編について

１ 避難指示及びその再編・解除の経過

本件事故による政府の避難指示と市町村独自の避難指示等の決定の推移について、広野町に関わる部分を改めて抜き出すと、以下の通りとなる。

【２０１１（平成２３）年】

３月１３日 町長が全町民に対して自主的な避難指示を発令。

３月１５日 政府が福島第一原発の２０km～３０km圏に屋内退避を指示。

同日、役場機能及び災害対策本部を小野町町民体育館へ移転。

４月１５日 役場機能を小野町からいわき市常磐地区へ移転。

４月２２日 政府が屋内退避を解除し、町全域が緊急時避難準備区域に指定される。

９月３０日 政府が緊急時避難準備区域を解除。

【２０１２（平成２４）年】

３月１日 役場機能をいわき市常磐地区から広野町へ戻す。

３月３１日 町長が避難指示解除を発令。

８月２７日 広野小学校、中学校、幼稚園、保育所が町内で再開。

２ このように、広野町に関する２０１１（平成２３）年９月３０日の政府による緊急時避難準備区域の解除は、役場機能が広野町に戻った２０１２（平成２４）年３月１日より約５か月早く、各教育機関が再開した同年８月２７日よりも約

1年早くなされた。

また、現在においても、広野町役場には職員84名に加えて支援職員が27名おり、町自体が「現在も非常事態が続いている」と述べるように、正常な機能が戻っているとは言い難い状態である（甲A217の1頁）。

第2 町民の変動について

1 事故後の人口動態

（1）広野町の試算による人口

本件事故以降における広野町の町民の避難・帰還の別は、町の試算によれば以下の通り推移している。

【2011（平成23）年12月末時点】（①。甲A218の5頁）

町内生活者 242名

避難生活者 5240名 内県内への避難者4328名

内県外への避難者912名

帰還率 約4%

【2014（平成26）年12月24日時点】（②。甲A219の9頁）

町内生活者 1850名

避難生活者 3308名 内県内への避難者2909名

内県外への避難者399名

帰還率 約35%

【2015（平成27）年6月30日時点】（③。甲A218の5頁）

町内生活者 2154名

避難生活者 2915名 内県内への避難者2573名

内県外への避難者342名

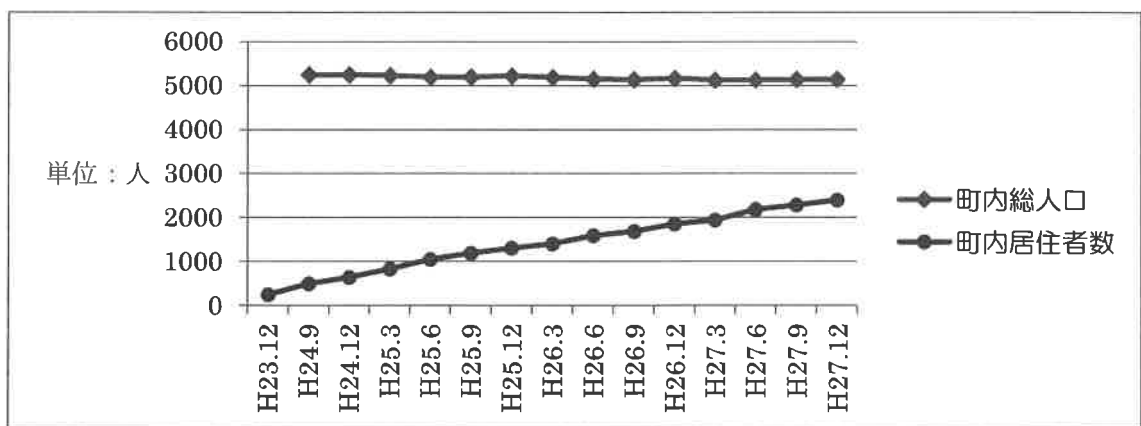
帰還率 約 42%

【2016（平成28）年1月】（④。甲A220の30頁）

町内生活者 2393人

帰還率 約 47%

そして、本件事故以降から現在までの町内生活者数の推移は下のグラフの通りとなる。



（2）このように、人口動態からして、政府により緊急時避難準備区域の解除がなされて約3か月後の①の時点では、実際には町民が帰還できるような状態ではなかった。町民の帰還率は、事故から約3年9か月後の②の時点で3分の1程度、約4年3か月後の③の時点でも4割程度、約4年10か月後の④の時点に至っても5割に満たず、いまだ半数以上の住民は避難生活を余儀なくされている。

2 人口動態に関する問題点

上記1（1）の広野町による試算については、そもそも、帰還した住民から町への異動届出や、復興防災課が夜間に電気の付いている家や水道使用量から推

測して算出しているという問題点がある。すなわち、例えば、売りに出されている公営住宅に原発関連作業員が一時的に住んでいるものを、町内生活者（帰還者）に含めて試算してしまっている可能性もあり（甲A217の12頁）、実際の帰還者を正確には把握できていないおそれがある。

また、より問題なのは、町内生活者の年齢層の割合として若年層が少なく40代以上の世代をはじめ、高齢者が多いことや、若年層についても特に女性の帰還者が少ないことが挙げられる（甲A221）。その原因は、後に述べるように、幼い子どもを抱える母親の放射線の心配や不十分な教育機関の体制があるが、かかるいびつな現状により、家族の離散や生活上の不便などの様々な問題を生み出すこととなっている。

3 作業員の増加

さらに、広野町は本件事故の収束作業や除染作業の最前線基地となっており、原発作業関連の作業事務所が町内の至る所およそ80箇所に点在し、約4100人の作業員が同作業に従事している。そのため、約3100人の作業員が町内で宿泊・生活しており、人口比に占める作業員の割合は65%に達して帰還した町民数を凌駕しているところ、町内の至る所に事務所や作業員宿舎のプレハブが建てられ、町は事故前とは全く異なる様相となっている（甲A217の11頁、甲A223の写真1乃至7）。

作業員の宿舎として、2013（平成25）年1月にはホテル（バリュー・ザ・ホテル広野）が営業を開始した他、町民の個人所有であった畑が潰されてプレハブが立ち並び（甲A217の5頁）、町民の日常生活に欠かすことのできない町唯一のスーパーであったショッピングプラザアイアイの敷地建物も売却されて作業事務所となった（甲A223の写真9及び写真10）。住宅街である広洋台1丁目辺りにおいても、広野ドライブインの広い駐車場やコインランドリーの駐車場にも作業員の宿舎としてアパートが建てられ、ハンバーグ屋も閉店し

て作業事務所となるなど、宿舍や作業事務所が建てられている。その北側にあり町民の憩いの場であったニッ沼総合公園内にも作業員宿舍のプレハブが乱立している（甲A222）。

また、同公園やJビレッジの駐車場も作業員の駐車場となったところ、そこから乗合で作業現場へ移動する作業員や、広野町に宿舍がなくいわき市から移動してくる作業員で、国道6号線は朝晩何kmにも及ぶ深刻な渋滞が発生しており、事故に対する懸念も深刻である。そして、町内では現在も、いくつもの建設中の宿舍があり、今後も増加の一途をたどっている。

第3 放射線に対する除染

1 除染の状況について[ml]

（1）広野町の発表による実施概要

町のモニタリングポストでの計測によっても、緊急時避難準備区域解除から1ヶ月半後の2011（平成23）年11月15日の時点で、年間積算量が2mSvあるいは3mSvを超える地点が多数点在していた（甲A224）。

そこで、町によれば、町内では2012（平成24）年3月から本格的な除染を開始し、2015（平成27）年6月24日時点での進捗率は、一般住宅97%、道路から20メートル範囲の森林95%、空地等は100%とされている。また、農地については、2012（平成24）年11月から本格的な除染を行い、現時点で99%が完了したとする（甲A218の10頁）。

（2）全体としての問題点

上記の通り、町の発表を前提としても、本格的な除染は2012（平成24）年3月と避難解除から約半年後にようやく開始し、農地の除染に至っては2012（平成24）年11月に着手している。

また、町の示す進捗率は、あくまで除染をすると決められた場所に限定した数字で、除染目標とされていない場所についても含めたものではない。道路か

ら20メートル以上離れた森林についての除染はほとんど手つかずの状態である(甲A217の4頁)。したがって、進捗率を持ち出して、町の全域についてほぼ除染が完了していると読むのは明確な誤りとなる。

(3) 個別の問題点

さらに、広野町の除染については、下記の通り様々な問題点がある。

① 宅地

町は2012(平成24)年3月から宅地の除染を始めたとするが、原告によっては、自宅の除染が2013(平成25)年に入ってから完了した者も多い。しかも、自宅家屋における除染の方法は、ほうきで掃いたり落ち葉を回収したりした程度で、線量は除染後もそれほど下がらなかった。原告の中には、自宅においては、今でも毎時0.2～0.4 μ Svの線量があり、放射線への不安を日々抱えて生活している者もいる(甲C31-1)。さらには、現在においても、何らかの理由で所有者の承諾を得られていない土地や、倒壊した建物は除染を行っていない(甲A217の3頁)。

② 農地

広野町における農地除染は、計測された線量が1kg当たり4000ベクレル程度であったため、5000ベクレルを超過する地域における除染方法である土壌のすきとり・すきとり分の覆土などではなく、表土厚の面からの深耕やカリウム巻きという不十分な方法による除染のみである。そのためもあってか、ホットスポットが各所に出ており、町民から不安の声が上がっているが、町には除染に関する単独の予算はなく、国からの予算(4年で140億円)も不足しているため、再除染は検討段階という状態である(甲A217の2、3頁)。

なお、事故前から耕作が行われず放置されていた農地は、そもそも除染の対象とされていないため、今でも手つかずとなっている。

③ その他

前述した通り、町の7割を占める森林について、除染はほとんど進んでいな

い。町においても、農地や生活圏の線量の維持低下のために森林除染が不可欠であることから、国に予算を求めているが、それを裏付ける明確なデータを示せないため、国が予算を出さない状況である（甲A217の4頁）。

また、ため池除染は、国の基準である1kg当たり8000ベクレル以上を満たした場所である2カ所のみについて行ったに過ぎない。しかも、除去した汚泥の扱いに苦慮している（甲A217の4頁）。

さらに、町内には除染後の放射性物質等を4カ所の仮置き場に置いている（甲A223の写真43乃至47）。その量は12万5千袋にも上るところ、袋の耐久期間である3年が経過し始めた現在においても、処理の方針は定まっておらず、雨水により放射性物質が漏れることへの対策も十分でないことが危惧されている（甲A217の5頁）。

2 実際の線量

さらに、2015（平成27）年7月に、広野町内で実際に線量を測定したところ、

広野中学校付近で 0.420 μ Sv（甲A223の写真14）

広野幼稚園付近で 0.428 μ Sv（甲A223の写真17）

原告渡邊榮一氏自宅付近で0.24 μ Sv（甲A223の写真19）

二ツ沼総合公園児童用遊具付近で0.17 μ Sv（甲A223の写真26）を計測している。

これらの線量は、毎時0.23 μ Svを大きく超えているか、それに近似するものとなっている。特に、児童が活動する場所である幼稚園や学校の付近でこれほどの高線量がいまだに検出されていることは、児童への放射線の影響が懸念される。

第4 各インフラに関して

1 交通機関の現状

もともと、広野町は、電車やバスなどの公共交通機関は発達しておらず、専ら各住民は所有する自家用車を移動に利用していた。そして、高齢者で運転ができる住民は限定的であり、そのように運転ができない住民は、事故前は、家族の中で運転ができる若年層の運転に頼っていた。ところが、既に何度も述べた通り、若年層が帰還しないことにより、自家用車を利用できる高齢者は著しく減少している。

なお、町内では無料の町民バスが運行しているが、平日に1日1便程度であり、土日祝日は運休している。また、事故後運行を開始した震災復興バスについては、仮設住宅と病院・商業施設間を運行しているに過ぎない。このように、これら公共のバス便については、利便性に乏しくほとんど復興には寄与していない。さらに、広野町の生活の中心である国道6号線は、原発作業関連の車両で大変混雑している。

このように、広野町においては、商店等の生活インフラが大変不便な状況であるところ、交通関係の不便さが拍車をかけている。

なお、JR常磐線は、いわき駅～広野町駅間を特別ダイヤで運行中であるが、もともと広野町の住民は鉄道を日常生活でそれほど利用しておらず、特別ダイヤの住民の日常生活への寄与は限定的である。

2 商業施設の再開状況

(1) 事故後から現在まで、帰還した町民は、日用品の購入や各種サービスの享受に関して多大な不便を強いられている。

特に、町民の町内における食料品需要を引き受けていたスーパーアイアイが事故直後に閉鎖して、現在も、帰還した住民はいわき市など町外で日用食料品を購入する必要がある(甲A217の7頁)。町においては、いわき市四

ツ倉までのバスを月曜日から土曜日にかけて運行しているが、帰還した高齢者にとっては、日常的に町外まで買い物に行くのは体力的にも困難が伴う。日用品的な食料品さえ町内で購入できないことは、帰還するかしないかの判断に際しては重大な問題であり、実質的に、これが改善されない限り帰還には相当の困難が伴う。

また、2012（平成24）年6月30日時点での広野駅前商店街の開店状況は、5割近くの商店（肉屋、魚屋、米屋、野菜直売所、電気屋、自動車工場、床屋、その他飲食店）が閉店・撤退しており、開店していても一部のみの商店も多いという状態であった（甲A222）。

（2）2015（平成27年）8月の時点で、サービス業全体として、床屋9店、日用雑貨14店（うち食料品店1店）、コンビニエンスストア3店、食堂関係14店が再開しており、宅配業務についてはヤマト運輸が営業を再開した（甲A217の7頁）。

その他、平成27年9月20日時点での再開事業所数は「避難地区再開事業者数」（甲A212）に記載されているが、特に住民の生活に直結する小売業について、もともとの会員事業所に対して町内での再開事業所の割合は7割に満たない（それに対し、広野町が廃炉作業等の前線基地となっている関係からか、建設業、製造業あるいは飲食業の町内再開事業所率は極めて高くなっている）。

そのような中、日常の食料品は相変わらず町外のスーパーや食料品店に頼らざるを得ない状況であり、コンビニエンスストアについても、作業員で常に混雑しており、住民は駐車場に自家用車を駐車することもできない。また、クリーニング店も再開していない。帰還した住民からは、食料品店とクリーニング店を再開して欲しいとの要望が当初から継続していた（甲A225の4頁）。

そのため、町はイオンリテール株式会社を誘致し、町役場前に、イオン広野

店を核として地元商工会からも4事業者がテナントとして入る複合商業施設が2015（平成27）年8月に開業することとなっており（甲A226）、これにより食料品などの基本的なインフラはようやく整う見通しであるが、イオン広野店は、同年9月18日の時点で敷地の整地工事をしているような段階で、現在も開店には至っていない（甲A223の写真37）。仮に、イオン広野店が開店したとしても、町民の間では、同店の営業が継続的に保たれるのかどうかや、地元商店街への影響も心配されている。

3 各産業の再開状況

（1）農業

広野町の稲作は、2011（平成23年）度は緊急時避難準備区域に指定されたことにより作付け制限を受け、翌2012（平成24）年に実証圃で栽培された水稻から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかったとして、2013（平成25）年に3年ぶりに作付けが開始された。これは、広野町の田300ヘクタールにおける110ヘクタールにおいて行われたが、作付け農家数で見ると、事故前の約400戸中、113戸が作付けしたに過ぎないものであった（甲A217の3頁、甲A218の13頁）。なお、作付け農家数に比して耕作面積が比較的多いのは、農業を行わない農地を専業農家が借りて耕作したためであり、兼業農家が減少していることを示している。

2014（平成26年）度は790トンの米を収穫し、そのうち出荷は566トンであった。しかしながら、販売価格は事故前に比べ大幅に低下しており、出荷先も、東電関係で契約している大熊町の給食センターに止まり、大半は農協の倉庫で保管せざるを得ないなど、販売状況は芳しくない（甲A217の5頁）。その他、事故後、約6ヘクタール19カ所の放棄された農地が、作業員宿舎や事務所となった。

ある原告は、「放射線不安の影響で、実際には収穫した米はほとんど売れずに

農協の倉庫で眠っている状態で、あるいは買い叩かれることとなる。野菜についても同様であり、作っても親戚や子どもさえ食べようとはしない。さらに、そもそも畑に原発関連作業の事務所や作業員宿舎が乱立して畑自体が減少しているし、作業による排水等が畑を汚すことも懸念されている。」「平成26年から米作り（コシヒカリ）を再開している。同年は、JAに60キロ当たり1万円で買い取ってもらった。なお、事故前は60キロ当たり1万7000円で買い取ってもらうことができたのであり、大幅に値が下がっている。」「平成26年度は、結局、運賃・線量（セシウム）の検査費用・倉庫での保管料などが差し引かれ、税金や保険もかかるので、完全な赤字であった。なお、米は保管米となり、いつ売れるかも分からず、それまでの保管料が負担である。」「JAに買い取ってもらう方法以外に、業者に買い取ってもらう方法もあるが、個人で全袋について線量を検査する必要がある、大変な手間なので、JAに買い取ってもらうしかない。」「平成27年度も米作りをしており、JAと買い取り契約をしているが、売値がいくらになるのかわからず不安である。いずれにせよ、前年と同じく赤字になると思っている。」「自分が米作りをしているのは、田を遊ばせておくわけにもいかず（田を放置していると稲作できなくなる）、米作りが生き甲斐でもあるので、赤字だと分かっているが耕作している。」「自分の周りでは、だいたい5、6割くらいの人が米作りを再開しているのではないか。」と述べている。

4 医療・福祉機関の再開状況

（1）医療機関について

広野町においては、本件事故後、開業していた6医院は一斉に閉鎖された。その後、現在までに開業を再開している医療機関は、1病院（高野病院）、1診療所（馬場医院）、1歯科医院（新妻歯科医院）、及び1薬局（広野薬局）のみである。その他の事故前に広野町で開業していた医院は、閉鎖して他所で開業するなどしており（例えば、すずき歯科医院は診療所を取り壊して山形県で開業し

ている。根本内科医院も広野町での診療を撤退した)、町に戻ってくる見込みは極めて低い。

また、各医院の診療内容についても、新妻歯科医院は、2013(平成25)年1月28日の時点で福島市でも開業しており、その後、ようやく広野町での診療の再開がなされたものの診療日は週2日である。

馬場医院についても、2013(平成25)年前半までは診療日が週2日に止まっていた上、原発関連作業員の指定医院となって以後現在に至るまで、作業員の定期検診で常に混雑している。週4日の診療となった現在においても、混雑などについて帰還住民からも苦情が出ている(甲A217の9頁、甲A222、甲A223の写真28)。例えば、広野町に帰還した原告の中には、扁桃腺を患って馬場医院を受診したところ、定期検診を受ける原発関連の作業員でゴった返しており、駐車場には駐車スペースが残っておらず、入口にも靴の置き場がなく、当然待合室の椅子も残っていないので、受診まで立って待つことになったが、結局2時間以上待つことになり、高齢者である原告においては意識が朦朧としてきて何度も受診を諦めて帰ろうと思ったほどである。

さらに、広野町においては、診療所も減り診療科目が限定されて、2次救急対応も整備されていない。町によれば、事故後は7～8割の住民(町外に避難している住民を含む)が町外に受診している(甲A217の9頁)。例えば、これも広野町に帰還した原告が、持病の前立腺について受診しようとする、いわき市中央台の常磐病院まで2か月に1回通院しなければならず、しかも午前中に受診するためには、朝5時半に家を自家用車で出発し、7時半に受付を済ませ、やっと10時に受診できるという状態で、多大な苦労を強いられている。

(2) 福祉機関について

広野町には、事故前、特別養護老人ホームとして花ぶさ苑が、デイサービスとして広桜苑が営業していた。

このうち、花ぶさ苑について、再開したのは2012(平成24)年4月であ

り、職員数は、震災前25人であったところ、再開当初は9名で、2015（平成27）年8月時点でも17名（そのうち4人がパート、3名が短期の町外支援）という状況である。そのため、事故前は40名の受け入れであったが、現在は30名しか受け入れができていない。既に述べた通り、広野町においては、これまで高齢者たる親の面倒を家庭内で見っていた若年層の帰還が進んでおらず、老人ホームへの需要が増加しており、現在も26名の高齢者が受け入れを待機している（甲A217の10頁）。

デイサービスを行う広桜荘についても、2011（平成23）年12月に仮設住宅に福島県がサポートセンターを設置することで一部営業を開始したが、町内での営業を再開したのは2012（平成24）年4月に入ってからとなる。定員は再開当初1日15名で、需要に応じて2013（平成25）年1月に定員を25名へ増員、平成27年6月からは定員35名へ順次増員している。しかしながら、職員数は、事故前15名であったところ、現在は9名で回している。このように、デイサービスについては、ようやく整備されてきたという段階である（甲A217の10頁）。

5 教育機関の再開状況等

広野町においては、2012（平成24）年8月27日に、広野小学校、中学校、幼稚園、保育所が町内で再開した。

帰還児童数の推移については、事故前は広野町幼稚園、小学校、中学校に合計765名の児童が通学していたところ、2015（平成27）年4月9日時点での児童数は222名と帰還率は30%に満たず、人口構成比においてはおよそ10%に過ぎない（甲A218の12頁）。しかも、その内、町外からスクールバスなどにより通学する児童は、同年7月9日の時点でも広野小学校で16%、中学校で27%を占めている（甲A217の10頁）。また、上記の児童数には、広野町で生活を始めた除染作業員との関係で就学した児童も含まれる。

このように、広野町においては、若年層や幼い子どもを持つ家族の帰還が進んでおらず、帰還した住民の間でも、町の極端な高齢化が危惧されている。

また、帰還した児童においても、部活動の人数が揃わない、スクールバスの運行時間に合わせて帰宅しなければならないなどの理由で、部活などの課外授業が制限されている。広野町によれば、スクールバスを課外授業に合わせて運行しているとのことであるが、十分に対応ができているとは言い難い。

6 行楽・祭祀関係の再開状況

住民や児童の憩いの場となる運動場や公園については、現在までに表土の削り取りによる除染が行われ、線量は多く場所で毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以下となっている。しかしながら、ホットスポットや立木の根元などで毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上を計測する場所もあり、児童を安心して遊ばせられる状態ではない。また、各公園に散らばって設置されていた遊具は、児童への放射線の影響を考慮して1度全てを撤去し、その後、1カ所に新しい遊具を集約して設置した。したがって、遊具のある場所は1カ所のみになってしまい、児童の公共の遊び場所が極めて限定されている（甲A217の12頁）。

お寺については、各寺院の檀家によれば、事故前にあった4寺院中、再開しているのは1寺院のみである（甲A217の12頁）。他のお寺は、法事の際に連絡が付く程度となっている。このように、広野町の祭祀関係はほとんど機能していない状態、地域住民をまとめる重要な機能を有するお寺のお祭り等もほとんど行われていない。

第5 いまだ避難が必要な状況であること

以上の通り、広野町は現在においても線量、生活、インフラ、教育、医療、防犯、あるいは交通など住民の日常生活に関する全ての点に問題が山積しており、実質的に帰還ができるような状況ではない。あるいは、これら問題が整備されていな

いがために、帰還しても、かつての穏やかな広野町の生活を取り戻すことは到底できず、極めて不便な生活を強いられている。

1 緊急時避難準備区域の解除の時期が適切ではなかったこと

原告は、既に「十分な除染の実施によって、当該解除対象区域の全域において十分に放射能汚染レベルが回復していること（準備書面46、19頁）」が避難指示解除の条件であることを述べた。

しかしながら、町の発表を前提としても、広野町において本格的な除染が始まったのは2012（平成24）年3月であり、農地の除染に至っては2012（平成24）年11月の開始である。町の発表によれば、現在の宅地や農地あるいは空地の除染の進捗率が9割を超えているが、この進捗率は、あくまで除染をすると決めた場所についてのものに過ぎない。また、宅地の除染でさえ、平成25年度まで待たねばならなかった住民も多い。

さらに、現在においても、既に本書面にて述べた通り、広野町では毎時0.23 μSv を超える箇所はまだ多く存在する。また、宅地などの除染については、除染後の線量が十分には下がっていないという町民からの不安の声が出ている。町内における森林、放置されていた農地、あるいはため池などの除染はほとんど行われていない。

これらのことから、広野町の住民には、放射能に対する極めて強い危惧感（将来の世代に対するリスクも含む）があり、そのような不安を抱くことは、一般人・通常人にとって合理的な思考である（準備書面156）。

以上のことからすれば、広野町における放射能汚染レベルは平成23年9月30日時点で回復していたとは到底いえず、緊急時避難準備区域解除の時期としては適切ではなかった。それにとどまらず、線量や除染の状況に鑑みれば、現在においても解除が適切な状況ではないというべきである。

2 相当期間の不経過

原告は、相当期間の経過について、「インフラ施設や産業など、様々な複合的要素が、ほぼ全面的に回復・復旧し、相当数の住民が帰還した段階に至って相当期間の経過があったとみるべき（準備書面46・19頁）」と既に述べている。

しかしながら、広野町においては、現在も、この相当期間が経過しているとは言い難い

- (1) 緊急時避難準備区域の解除後、3か月後の住民の帰還率は約4%、3年3か月後の帰還率は約35%であり、4年3か月後の2015（平成27）年6月末時点での帰還率は約42%であり、現在の帰還率も5割にも満たない。
- (2) 広野町の小中学校は平成24年8月に再開しているが、現在の児童数は事故前の約24%にとどまる。しかも、この数は、町外からスクールバスで通う生徒も相当数含んでのものである。これら児童の帰還住民に占める割合は10%程度となっている。帰還した児童においても、学習環境や課外活動において様々な不便を強いられている。

このように、小中学校の子どもが帰還できないということは、地域社会の中核をなす若年層を主体とした家族構成の住民の不帰還を意味する。

- (3) 医療施設の再開状況も不十分である。あるいは、施設自体が再開していても、診察日の減少や原発作業員の定期検診などにより混雑していて、町民の利用は制限されている。高齢者が多数を占める広野町において、医療の充実が極めて重要であるところ、上記のような不十分な医療体制は、避難者にとって帰還を躊躇させ、最終的に帰還した者にとっても日々健康上の不安をつのらせる重大な事情となっている。高齢で健康上の不安を抱えた状態で、医療体制が不十分な広野町に帰還することは大きなリスクを伴う（甲A225）。

特別養護老人ホームやデイサービスなど福祉施設についても、住民数が減少しているにも関わらず、若年層の減少によりむしろ需要が増大しているという状況の中で、いまだ事故前の水準に達していない。すなわち、広野町が、若い世代が帰還できるような状態ではなく高齢者中心の町となっていること

や、1人で生活することが困難な高齢者が帰還できる状態となっていないことなど、ふるさとが変容してしまっていることが浮き彫りとなっている。

これらの福祉施設の本格的再開がなければ、施設を利用する町民、特に高齢者、障害者およびその家族は帰還が不可能である。

- (4) 広野町内には、地域生活において特に重要な、日常食料品を販売するスーパーが未だに再開しておらず、高齢者を主体とする町民からは不便であるとの声が上がっている。クリーニング店なども再開していないし、現在も広野駅前商店街の多くが閉店や撤退をしている。広野町は、これらの問題を解決するためイオン広野町店を誘致し2015（平成27）年8月に開業することとなっていたが、現在も開業の目処さえ立っていない。

このように、広野町においては、地域生活に必要なインフラはまだ整っていない。住民にとってみれば、日常生活に著しい不便を来すものであり、帰還の著しい阻害要因となっている。

- (5) 農業についても、稲作を中心に、販売先が限定されたり安価な値付けをされるなど、厳しい状況に置かれており、採算性のある本来の農業が復興できる目処は立っていない。農業を営む者にとっては、農業の先行きが暗いことにより、帰還に躊躇を覚える状況である。

以上のとおり、広野町の現況は、2011（平成23）年9月30日の緊急時避難準備区域解除後も、実質的には、避難が終了し帰還ができるような状況ではない。それゆえ、広野町に居住する原告らにとって、未だ避難の終期は到来していない。

第6 故郷の破壊

1 故郷としての広野町の破壊

広野町に居住していた原告の暮らしは包括的生活平穩権として保護に値するものであり、またそれは本件事故がなければ、これからも住民が穏やかに享受し続けるものであった。

しかしながら、本件事故及びそれに伴う強制避難は、広野町という地域、故郷に不可逆的なダメージを与えたのである。

(1) 故郷が破壊されたという事実

①地域生活利益

広野町においては、緊急時避難準備区域解除から4年以上が経過したにもかかわらず、町民の帰還率は約4割で2900人以上がいまだ避難生活の途上にある。また、住民意向調査（甲A225）の結果を鑑みても、今後も事故前と同程度の住民が帰還する見込みは薄いと言わざるをえない。さらに、幼稚園・小学校・中学校の児童の帰還率は30%に満たず、かかる未成年を抱える若年層の家族自体の帰還が少なく、特に女性の帰還が少ない（甲A221）。

元の住民の半分以上が戻ってこないという実情は、コミュニティが再生しえないということを表すものであり、地域生活利益として挙げられる機能（①生活費代替機能②相互扶助・共助・福祉機能③行政代替・補完機能④人格発展機能⑤環境保全・維持機能）が働き得ないことを示すものである。

特に、町において、地域再生に不可欠な地域にとって子どもや、その親となる若年層が帰還していないことによる極端な高齢化は、地域の人口構成を破壊し、地域の再生により困難をもたらし、④人格発展機能それ自体を失わせるものである。

②家庭・自宅での生活

町立の小中学校が2012（平成24）年8月に再開したが、現在も多くの児童が町外からスクールバスで通学している。仮に町に帰還したとしても、子どもをいわき市など町外に残したまま、父母のいずれかが単身赴任のよう

な形で帰還するというも行われている。このため、特に若年層の家族では二重生活などを招くことになり、その家庭生活に変容をきたすことになる。

また、両親・子ども・孫という世帯においては、高齢の両親だけが帰還するという例も多い。高齢者のみの世帯は、それまで子供に頼っていた町内での移動もままならず、ましてや町外へ日常品を購入しに行くことに難儀している。介護・介助についても、子どもを頼れず、かといって福祉施設にも余裕がなく、家に引きこもりがちになる。あるいは、ここでも避難している子ども世帯が、ことあるごとに広野町に戻り両親世帯の世話をするなどの二重生活を強いられる。

③職業生活

広野町においては、広野駅前商店街に限っても、いまだ再開に至らない事業者が多い。また、農業についても、既に述べた通り復興の目処は全く立っていない。緊急時避難準備区域解除後も広野町での職業生活は、むしろ喪失に近い状態が長期間続いている。

一方、原発の廃炉、除染関連の作業については働き口があるともいえるが、これは元の広野町では存在しなかった仕事であり、むしろ町の職業生活の変質を示すものである。

④精神的拠り所としての価値

多くの原告らの陳述書にあるとおり、町民は、広野町内に住居を構え、家族がその住居を基盤としてそれぞれの暮らしを営み、また地域の人々との交流を深めてコミュニティを形成していたのである。かかる広野町での暮らしは、客観的な地域生活利益にとどまらず、その暮らし自体が広野町に根差しているということから、精神的拠り所としての価値を有することになる。

しかしながら、上記のとおり、現在の広野町は、元通りの町とは到底言えない姿に変貌してしまった。その精神的拠り所としての価値は喪失してしまっていると言わざるを得ない。この拠り所としての価値の喪失は、帰還した者

についても、帰還しない者が抱くふるさとの喪失と同程度の損害である。

そして、広野町には原発関連作業員のための宿舎が80カ所以上も存在し約4100人の作業員が同作業に従事し、内約3100人が町内で宿泊・生活している。町民の憩いの場であったニッ沼総合公園内にも宿舎のプレハブが立ち並び、町内唯一のスーパーも、ドライブインの駐車場も、ハンバーグ店も作業事務所や宿舎となり、現在も増加中である。国道6号は、その関連の自動車で昼夜問わず慢性的な渋滞が継続し、治安にも不安が広がっていて町自体が防犯対策に力を入れざるを得ない状況に追い込まれている。

広野町は、原発関連作業員のための最前線と化しており、元の町とはいえない状況にあることも拍車をかけている。

⑤自然とかかわり自然の恩恵を享受する価値

多くの町民は、広野町が有する自然の恵みを生かし、自宅での家庭菜園や、山での山菜キノコ採りなどを楽しんでいた。

しかし、町内の大部分を占める森林地域はほとんどが未除染であり、上記のような自然への触れ合いは被ばくへの大きな不安をもたらすものとなり、事故後はかかる触れ合いは困難となってしまった。

自然の恩恵を享受するという価値については、帰還をしたとしても、喪失に等しい損害を事故により被っているのである。

⑥被ばくへの不安

広野町では、解除後もモニタリングポストでの計測において年間積算量で1 mSvを超える空間線量が多数の地点で観測され、現在も1 mSvを超える地点が点在している。

広野町においては、国直轄事業による除染は行われず、町による除染が行われてはいるが、町民からは線量を心配する声や、除染が不十分であるとの不満や苦情が多く出されている。

また、搬出の予定が立っていない放射性廃棄物の仮置場に対する不安も寄

せられている。

準備書面 156 第 3 で述べたように、国や自治体が実施する除染については、その目標値の定め方、技術的限界、除染廃棄物の処理など、様々な問題点や限界点があり、一般人・通常人が、除染に疑問を感じることは合理的な思考である。このことは、広野町においても同様である。

⑦生活行動の制限

繰り返し述べるとおり、多くの住民が帰還せず、従前の人口が完全に回復しないことによって、地域での相互扶助が機能しなくなっている。たとえば、地域に若年層が減少し、高齢者世帯のみが帰還するため、従前であれば一定程度機能していた親族や地域での高齢者を支える扶助機能が失われている。それに対し、町による地域包括ケアシステムの体制確立は事故前の水準にすら戻っていない。

商工業についても、事故前と同様の状況に回復する見込みはなく、日用食料品を扱うスーパーマーケット、クリーニング店など生活に必要な事業も整っていない。

医療機関、福祉施設も十分な復旧がなされているとは言い難い。

さらに、上記⑥の不安からの行動制限も生じる。町の水道水が飲めない、仮置場の周辺には近づけない、除染されていない山林や河川では自然との触れ合いができない、子ども達を自由に草むらで遊ばせたり泥遊びをさせることができないなどの、行動制限が生じるのである。

広野町では、このような生活行動の制限が今後も長期間継続することとなる。

⑧復旧に多大な努力と苦痛を強いられたこと

そして、上記⑦の生活行動の制限は長期に続く見込みであり、その間に帰還した町民は復旧の最中の不便を強いられることになるし、現に帰還した住民はその不便を強いられている。事故前であれば町内で済んだ用事を町外に

出かける必要があったり、二重生活を長期に強いられることとなる。その苦痛は計り知れない。

(2) 小括

以上のとおり、広野町は、避難準備区域解除から5年近くが経過しても、元通りの町に戻らないこと、すなわち地域は破壊されて著しい変容、変質をきたしていることが明らかとなった。すなわち、広野町に従前から居住していた者が享受していた包括的平穏生活権が奪われたということになる。この地域破壊の損害事実は、広野町に居住する原告らすべてに共通する。

3 帰還しない者の損害―帰還拒否の合理性

この地域破壊という損害事実を前にして、広野町の町民は、帰還により地域破壊の損害事実を被ってしまうことを回避するために帰還しないという選択をする者がいる。

準備書面156では、多くの住民が帰還を拒否する理由として挙げられている、除染効果に対して疑問を抱くことや、放射線被ばくに対して不安を抱くことや、原発事故が収束していないことなどは、一般人・通常人を基準とすると、何ら不自然・不合理なことではないことを述べた。

加えて、半数以上の住民がいまだ帰還していないことや帰還者の年齢層や性別といった現在における住民に関するデータや、町のインフラが完全に復旧しないということは、かかる広野町の変容、変質それ自体が帰還拒否の合理性を基礎づけるものとなっている。

そして、人生の有限性を前提に、将来に向けての人生を選択する自由も、再度の移転を強要されない自由も、人格の尊厳を守るために保障されるべき自己決定権により保証されている（原告準備書面46第23頁、同準備書面50第9頁以降）。それゆえ、帰還拒否が合理的なものである以上、緊急時避難準備区域の解除をした後に、元の広野町に戻らないという選択をした者について、自己

決定により生じた故郷喪失という損害が賠償されなければならないのである。

4 帰還をした者の損害－故郷変質・変容の受忍

他方、緊急時避難準備区域解除後に広野町に戻るという選択をする者もいる。

その場合であっても、帰還した広野町においては、上記第1項(1)①～⑧に述べたとおり、人口構成、コミュニティや居住環境、職場、自然環境その他の事情の一切が毀損ないし変容・変質しており、各種の日常生活に多大なる制限を受け、その復旧の見通しも立たないなか、放射能汚染に関する不安を抱きながらの生活を強いられるのである。また、帰還した住民よりも廃炉作業員の方が人口数で上回り、町内には作業事務所や宿舍が建ち並び、道路が作業用トラック等で渋滞するなど、まさに広野町は、廃炉作業の最前線基地として「復興のための犠牲の町」となっている。

広野町に帰還するということは、このような故郷の変質を受忍しながら生活を余儀なくされるということであり、その有形無形の損害、精神的苦痛は計り知れない。

広野町に帰還した原告らは、帰還時から故郷が変容・変質したことを受忍しながらの生活を継続的に余儀なくされる、あるいは現に余儀なくされているのである。

以上